

主 文

本件上告を棄却する

理 由

被告人本人は、上告趣意書と題する書面を提出したが、その内容は自國（インド）の言語で記載されており、日本語を用いていないから、裁判所法七四条に違反して、不適法である。

弁護人本郷桂の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年六月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美